

November, 2016



◇◇税理士法人 計理センター◇◇

栃木県宇都宮市西2丁目3番5号 齊藤ビル2階

TEL)028-636-6790 FAX)028-632-8389

E-mail ; tgkc@ucatv.ne.jp

URL : <http://www.tgkc.co.jp>

◇経営理念◇

1. 私たちは、お客様のニーズを把握し親切・迅速・的確なサービスを提供します。
2. 私たちは、納税者の権利を守るため、不断の努力によって知識を習得し、税制・税務行政の民主化に生かせるよう活動します。
3. 私たちは、自社の経営体質を堅固にし、社員の労働環境と待遇向上に努めながら、地域の発展と社会貢献に尽くしていきます。

第3回 税理士法人 計理センター

創立記念ゴルフコンペ



優勝者 多田 俊輔様



女性優勝 小島フミカ様



ベストグロ 廣田 博 様

10月6日、第3回計理センター創立記念ゴルフコンペを開催しました。前日までの台風18号の動きが心配でしたが、当日は最高のゴルフ日和で皆さん気持ち良くプレーできスコアも納得できる結果が出たこととお喜び申し上げます。今回の優勝者は、グロス84の多田俊輔様(大同生命保険(株))、2位がグロス89の篠崎和重様((株)松原運輸)、女性優勝はグロス91の小島フミカ様(三水プラント(株))でした。ベストグロはOUT37・IN35、グロス72で廣田博様((有)廣田建興)でした。レベルをアップしていただきまして誠にありがとうございました。次回も是非ご参加をお願い致します。今回の開催に際し賞品を協賛していただきました皆様方には御礼申し上げます。乾杯の音頭をとっていただきました青木澄夫様には、最高齢でのご参加でしたが、順位はグロス94・第12位と次回も楽しみにしております。あいさつのなかに、「安部晋三氏は歴代の首相で最悪の首相さっさと退陣を」と私個人的におおいに共鳴する挨拶をいただき青木様の今後のご活躍をご期待しております。計理センターは、これからも各種のイベントを用意し皆様方との交流・学習の場を用意していきたいと予定しています。皆様方からの良きアドバイスを頂きながら皆様と共に進歩発展していきたいと思っております。次回のご参加よろしく申し上げます。



社会保険の適用拡大

平成28年10月から厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります。

今までは、一般的に週30時間以上働く方が厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入が対象でした。

平成28年10月からは適用の対象となるのは、次の要件を満たしている場合です。

1. 週の所定労働時間が20時間以上であること
2. 賃金の月額が8.8万円（年収106万円）以上であること
3. 勤務時間が1年以上の見込みであること
4. 学生ではないこと
5. 勤務先が従業員501人以上の企業であること

厚生労働省は加入する（適用になる）メリットとして、以下のことを挙げています。

1. 将来もらえる年金が増えます。
2. 傷害がある状態になり、日常生活を送ることが困難になった場合なども、より多くの年金がもらえます。
3. 医療保険（健康保険）の給付も充実します。
4. 会社もあなたのために保険料を支払います。また、現在ご自身で国民年金保険料・国民健康保険料を支払っている方は、今よりも保険料が安くなる可能性があります。

アルバイト求人情報サービス「an」がパート主婦422人を対象にしたアンケート結果について「夫の扶養から外れますか」という質問に対して、60%を超える人が「夫の扶養でいる」という回答し、80%の人が「時間調整をする」という結果を公開しています。

また、「流通・サービス産業年金制度改革検討協議会」（日本スーパーマーケット協会ほか15団体が加盟）は「パート労働者への社会保険適用拡大に対する反対意見」を提出した。

具体的な意見の一つとして、「適用拡大を強行することは、パート労働者の多様な働き方を狭め、雇用機会の喪失につながりかねない」としています。

私は先ほどのアンケートの結果から分かるように、収入が減っても扶養で残るということは今後の日本の景気にも大きな影響を与え、労働力についてもブレーキをかけ、これが1億人総活躍社会になっていくのか？また「従業員501人以上の企業であること」という要件も残るか疑問だと思います。

モデルケース（月額98,000円）	保険料	増える年金額（目安）
40年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額19,300円/年額231,500円 × 60歳
20年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額 9,700円/年額115,800円 × 60歳
1年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額 500円/年額5,800円 × 60歳



競馬を楽しむ人、要注意！！

大阪・寝屋川市税務室の元課長が、JRA「WIN5」という馬券で、平成24年4月に5,600万円、平成26年10月に2億3,200万円、他の高額馬券を合わせて、4億3,000万円の払戻金を得ていたのに申告をしなかったことで6,200万円の脱税をしたとして国税局から告発されました。

今回の場合、国税局の通達では、馬券の払戻金は毎年継続的に得られる収益ではなく、一時的に得られる「一時所得」に該当します。馬券の払戻金は「一時所得」となる場合と「雑所得」となる場合があります。「雑所得」と認められれば、ハズレ馬券も経費となるのですが「一時所得」は当たり馬券しか経費になりません。「雑所得」となる場合はハードルが高く、パソコン等を駆使して反復・継続（いわば業として）して行っていることを立証しなければ認められないでしょう。競馬新聞を参考に予想し、たまたま高額配当を得た場合は「一時所得」となります。

$$\text{一時所得} = (\text{払戻金} - 50 \text{万円} \langle \text{特別控除} \rangle) \times 1 / 2$$

(1/2しますので、経費が半分あるのと同じですね。)

「WIN5」は、インターネットで販売している馬券です。

競馬場ならわからないのか？とは言い切れませんが、競馬をする人が高額配当で50万円以上の当たり馬券の申告をする人がどれぐらいいるのでしょうか？

大阪国税局は、脱税のわかった経緯についてはあきらかにしていません。ただ、この男性は、競馬場や場外馬券場ではなく、インターネットを通して馬券の購入、払い戻しをしていたことから、すべてのやりとりが履歴として銀行口座に残っていたからではないかと言われているそうです。

高額配当馬券が当たったら、申告することを覚えておきましょう。



新人紹介



初めまして。本年8月1日より計理センターに入社しました布施伸一と申します。具体的な業務内容もわからずに会計事務所に就職したのですが、気が付けば今年で29年目になりました。この年齢での転職は、環境の変化に対応するのが大変ですが、初心に帰って一から学び、職責を全うしたいと思っておりますので宜しくお願いします。

私はサッカー観戦が大好きで、特に日本代表戦はスタジアムに足を運んでいます。

TVとは違い、スタジアムで感じる選手との一体感は何とも言えません！現在、2018年ワールドカップの最終予選が行われていますので、皆さんも応援を宜しくお願いします。

本年から長男が大学に進学し、東京で一人暮らしを始めました。それに伴い、毎月15万円の仕送りを送っています。学校生活も落ち着いてきたようで、9月からアルバイト（月10万程度の収入）を得ています。このような状況の場合、本年度の年末調整において長男を扶養親族とすることは可能でしょうか？

本年の年末調整において、長男を扶養に入れて計算することは可能です。

ただし、翌年も同じようにアルバイトを続けた場合には扶養に入れることはできません。

【解説】

①扶養親族とは？

扶養親族とは、その年の12月31日（納税者が年途中で死亡し又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の現況で、次の四つの要件のすべてに当てはまる人をいいます。

- (1) 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人であること。
- (2) 納税者と生計を一にしていること（注）。
- (3) 年間の合計所得金額が38万円以下であること。
（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）
- (4) 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

(注) 生計を一にするとは

「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養費等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

②まとめ

本件の場合、本年においては、①の4つの要件を満たすため長男を扶養親族とすることが可能です。次年度以降においては、アルバイトの収入による合計所得金額が38万円（給与収入が103万円）を超えた場合には扶養親族から外れることとなります（※この場合、長男本人の確定申告において勤労学生控除の適用を受けられることも想定できますので、別途ご留意ください。）。

(参考：国税庁ホームページhttps://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1180_qa.htm)

顧問先紹介 新和寿司・肴料理 ののじ

ののじさんは、栃木県宇都宮市戸祭町にて飲食店『ののじ坂の上店・坂の下店』を、東武百貨店宇都宮店の地下食品売り場にて『お惣菜店ののじん』を経営しております。

代表である高田昇氏は、宇都宮市のSUSHI Barのバーテンダーとして約8年勤め、その際に寿司を握っていたのをきっかけに、料理人としての道を歩み始めました。その後、東京都の「亀八鮨」で寿司職人としての腕を磨き、宇都宮市に戻り「割烹うをのぶ」にて和食の腕を磨き、黒潮鮨での経験を経て、現在の新和寿司・肴料理ののじを開業しました。

高田社長が経営をする上で考えているコンセプトは

『 良い品を良い価格で提供する事 』

このコンセプトは、仕入先にも大きく係わっており、遠く九州の大分県佐伯市近海で獲れる魚介類を仕入れる程です。なかでも鰯・鯖は獲ってから破磯（はそ）地区（波が早く荒く、栄養価が高い海水が供給される地区）の生け簀で1週間程度寝かせ品質を向上させてから出荷されてくるほど手間暇のかかった一品です。

漁師が獲り、大分県屈指の鮮魚卸が流通の品質を追及して、最高の状態で運ばれてくる新鮮な魚介類を、料理人たちが心を込めて料理した一品を、宇都宮市に来た際には是非お召し上がり下さい。

これから年末に近づいてきますが、忘年会や新年会のご予約なども受け付けておりますので、下記の連絡先までご確認ください。また、季節行事の際の宴会や仕出し弁当なども承っておりますのでご連絡下さい。多くの方々のご来店をお待ちしております。



代表 高田昇氏



坂の上店 寿司ランチ！



好評 茶碗蒸し！



ののじん 〒320-8560
東武宇都宮百貨店B1F
惣菜コーナー

ののじん 営業時間 am10:00 ~ pm7:10



坂の上店 〒320-0053
栃木県宇都宮市戸祭町2774-8
TEL 028-625-1913



坂の下店 〒320-0053
栃木県宇都宮市戸祭町2229
TEL 028-678-5178

坂の上店 営業時間 am11:30 ~ pm2:30
(ラストオーダー pm2:00)
pm5:30 ~ pm10:30
(ラストオーダー pm10:00)
月曜日定休



坂の下店 営業時間 am11:30 ~ pm3:00
(ラストオーダー pm2:30)
pm5:00 ~ pm10:00
(ラストオーダー pm9:30)
無休



～ ～ 税務カレンダー ～ ～

《 11月 》		
内	容	納付／申請期限
所得税の予定納税額の減額申請		平成28年11月15日
個人事業税の納付（第2期分）		平成28年11月中
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付		平成28年11月10日
所得税の予定納税額の納付		平成28年11月30日
9月決算法人の確定申告		平成28年11月30日
3月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人市民税＞（半期分） ※法人税の予定納税額が10万円以下は申告省略です		平成28年11月30日

《 12月 》		
内	容	納付／申請期限
給与所得の年末調整		本年最後の給与支払日
給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出		本年最後の給与支払日
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付		平成28年12月12日
10月決算法人の確定申告		平成29年1月4日
4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人市民税＞（半期分） ※法人税の予定納税額が10万円以下は申告省略です。		平成29年1月4日

今年も年末調整の書類が税務署より届く時期となりました。
マイナンバー制度の導入もあり不安も多いと思いますが、当事務所の各担当者と打ち合わせながら、年末調整に必要な書類を集めるようにして下さい。